

第 5 4 号議案

亀岡市急傾斜地崩壊防止事業分担金徴収条例 の制定について

亀岡市急傾斜地崩壊防止事業分担金徴収条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市急傾斜地崩壊防止事業分担金徴収条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、京都府が施行し、亀岡市が事業費の一部を負担する急傾斜地崩壊防止事業（以下「事業」という。）に関し、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 4 条の規定に基づき分担金を徴収することについて、必要な事項を定めるものとする。

(被徴収者の範囲)

第 2 条 分担金の被徴収者は、事業の実施により利益を受ける者又はそれらの者の組織する団体（以下「受益者」という。）とする。

(分担金の額)

第 3 条 分担金の額は、その年度における実施事業費に要する市負担分のうち、1 0 分の 4 とする。

(分担金の徴収方法)

第 4 条 市長は、分担金を定めたときは遅滞なく、当該分担金の額及び納付期日等を受益者に通知し、徴収するものとする。

(分担金の減免及び徴収猶予)

第5条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときには、分担金の徴収を猶予し、納期を延長し、又はその額の一部若しくは全部を減免することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

亀岡市急傾斜地崩壊防止事業分担金徴収条例案要綱

- 1 京都府が施行し、亀岡市が事業費の一部を負担する急傾斜地崩壊防止事業に関し、地方自治法の規定に基づき分担金を徴収することについて、必要な事項を定めること。
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行すること。